

# 手話を覚えてみませんか？

～日光市手話言語条例～

「皆さん、  
こんにちは」

(商工課 くまがいとしや  
熊谷俊哉主事)



市は、平成30(2018年)年4月に「日光市手話言語条例」を制定しました。今回は、皆さんに、もっと手話を知ってもらうための各種講座をご紹介します。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに続き、2022年に栃木県で全国障害者スポーツ大会が開催されます。栃木県では、手話の支援を行うボランティアスタッフを募集しています。手話を学んで、全国から訪れるたくさんの人と手話で交流してみませんか？

## 1. 「とにかく一度やってみたい」という方へ

市内公民館「手話体験教室」(全1回・2時間)

開催日時	5月31日(金) 午後1時30分 ～3時30分	6月1日(土) 午後1時30分 ～3時30分	6月8日(土) 午前10時 ～正午	7月6日(土) 午前10時 ～正午	7月27日(土) 午前10時 ～正午	8月3日(土) 午後1時30分 ～3時30分	9月28日(土) 午前10時 ～正午
開催場所	足尾公民館	大沢公民館	豊岡公民館	中央公民館	落合公民館	小林公民館	中央公民館
開催日時	9月18日(水) 午後7時 ～9時	10月3日(木) 午後1時30分 ～3時30分	11月20日(水) 午後1時30分 ～3時30分	1月18日(土) 午前10時 ～正午	3月10日(火) 午後7時 ～9時		
開催場所	日光公民館	藤原公民館	栗山公民館	大沢公民館	日光公民館		

## 2. 「気軽に簡単な手話を覚えたい」という方へ

社会福祉協議会「手話体験講座」(全3回・1回2時間)

7月開催予定。詳しくは市社会福祉協議会(☎21-2759)へお問い合わせください

## 3. 「ちょっと本格的に学んでみようかな」という方へ

社会福祉協議会「手話(入門)講習会」(全19回・1回2時間)

10月開催予定。詳しくは市社会福祉協議会へお問い合わせください

「一緒に手話を  
覚えましょう！」

(観光課 やまぎし ゆ き  
山岸有希主事)



### ♥手話に関する耳寄り情報♥

出前講座の開催…ご希望に応じて、ろう者と手話通訳者による手話体験講座を開催します  
手話に関するテキストあります…手話に関する簡単なテキストやパンフレットを配布します  
手話通訳者の派遣…イベント開催時などに手話通訳者を派遣する際、その費用を助成します

くわしくは 社会福祉課 障がい福祉係 ☎21-5174・FAX21-5105

# ご存じですか？ 人権に関する3つの法律

くわしくは 人権・男女共同参画課 人権推進係 ☎(21)5184

市は、平成25年に「日光市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い社会」の実現を目指したまちづくりに取り組んでいます。

人権尊重の社会の実現には、市民一人ひとりが人権を自身に関わる身近な問題としてとらえ、気付き、考え、行動することが大切です。

現在、差別を解消することを目的に、3つの法律が施行されています。今回、法律の趣旨を正しく理解し、人権について改めて考える機会として、それらの概要を紹介します。

## 障害者差別解消法

(平成28年4月1日施行)

「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」は、障がいを理由とする差別を解消するため、国・都道府県・市町村や事業者などに対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会の実現を目指したものです。

## ヘイトスピーチ解消法

(平成28年6月3日施行)

「ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動

(ヘイトスピーチ)をなくすことで、民族や国籍などの違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指したものです。

## 部落差別解消推進法

(平成28年12月16日施行)

「部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」は、今もなお偏見に基づく部落差別が存在し、インターネット上への差別的な書き込みなど、部落差別に関する状況が変化している中、決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現を目指したものです。

## ○人権相談所特別開設のお知らせ

市内には、現在20名の人権擁護委員があり、地域の皆さんの人権が侵害されることがないよう活動を行っています。人権侵害に関する悩み事はひとりで悩まず、人権擁護委員までご相談ください。

なお、6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ、通常の人権相談の他に人権擁護委員による人権相談所の特別開設をしますので、ご利用ください。

表：人権相談所特別開設日

地域	会場	実施日	受付時間	問合せ先
今市地域	市役所本庁舎1階協議室112	6月3日(月)	午後1時30分～4時	人権・男女共同参画課 ☎21-5184
日光地域	日光公民館	6月6日(木)	午後1時30分～3時30分	日光行政センター 市民サービス係 ☎54-1116
藤原地域	藤原公民館	6月3日(月)	午後1時30分～3時30分	藤原行政センター 市民サービス係 ☎76-4104
足尾地域	銅やまなみ館	6月6日(木)	午後2時～4時	足尾行政センター 市民サービス係 ☎93-3112
栗山地域	栗山公民館	6月20日(木)	午前10時～正午	栗山行政センター 市民サービス係 ☎97-1114

※足尾地域(銅やまなみ館)および栗山地域(栗山公民館)は、通常の人権相談日での開催になります

